

第85期定時株主総会 ウェブサイト掲載事項

事業報告の「5 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況」

個別注記表
連結注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

大林道路株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関（株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人）の設置

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は取締役10名以内により構成する。取締役は経営の意思決定と業務執行を行うとともに、他の取締役、執行役員及び使用人の職務執行を監督する。但し、会社から独立した立場の社外取締役は経営効率向上のための助言、経営全般の監督を行う。

監査役会は、監査役5名以内（うち社外監査役半数以上）により構成し、各監査役は「監査役会会則」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

② 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査・内部統制室が、監査役及び会計監査人の監査とは別に内部統制の有効性及び各部門の業務執行状況の監査を専ら担任する。

③ 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制の構築・運用

企業倫理遵守のための基本方策の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置する。

企業倫理遵守の推進については、社長を最高責任者とする企業倫理推進体制に基づき、個別規定の整備、運用や企業倫理確立のための研修実施などを行っていく。

④ 独占禁止法遵守などの法令遵守体制の整備、運用

独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）の遵守徹底を図るため、主な役職者から、独占禁止法遵守に関する誓約書を徴収するとともに、現業部門に対し本店がきめ細かな教育指導を行うほか、本支店において各種のコンプライアンス教育を実施する。また、監査役会は全役職員に対し、法令遵守のモニタリングを実施する。

⑤ 内部通報制度の整備・運用

法令・定款に違反するおそれがある事項を、当社の全職員から直接通報するための通報制度を設ける。

⑥ 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存及び管理に関する規程の整備・運用

法令、その他ガイドライン等に従い、会社を取り扱う文書、情報についての保存期間を定める「文書の保存・管理に関する規程」を整備し、これを運用する。

文書、情報の管理については、「情報資産のセキュリティに関する基本方針」を定め、個別規定を整備し、これを運用する。

② 定期的な内部監査の実施

監査・内部統制室は、各部門における情報の保存及び管理（セキュリティを含む。）の運用状況を定期的に監査する。

ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定の決裁権限の明確化

重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」、「経営会議内規」、「決裁等に関する基準規程」等により決裁権限を明確化する。また、取締役会や経営会議においては、リスク審査を厳密に行ったうえで、各案件の意思決定を行う。

② 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、企業倫理委員会を中核とする体制の下、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

③ 震災時の事業継続計画（BCP）の整備・運用

万一、大震災が発生した場合に備え、当社の事業活動を継続するための計画を整備、運用する。

④ 財務報告に係る内部統制の整備・運用

業務プロセスに内在するリスクを未然に防止するとともに、財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用する。

エ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営会議による詳細かつ迅速な意思決定

取締役兼任執行役員及び指名された執行役員による経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。

② 執行役員制度による効率的な業務執行

業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

オ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の指導・管理

グループ会社の業務全般にわたる指導、管理は経営企画部が行う。なお、グループ会社の健全な育成を図るため、グループ会社ごとに営業・人的支援に係る部署を別に定め、指導・管理を行う。

② 経営会議等におけるグループ会社の重要事項の審議

当社取締役会または経営会議において、グループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定する。

③ グループ会社への役員派遣

グループ会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣する。派遣された当社役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

④ グループ会社に対する内部監査の実施

当社「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」の定めにより、当社内部監査部門である監査・内部統制室がグループ会社を対象に内部統制監査を実施する。

カ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制構築

監査・内部統制室は内部監査の結果を監査役に報告し、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を当社の監査役に報告する。

上記のほか、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。

② 重要な会議への監査役の出席

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

③ 監査役と代表取締役との定期的会合の実施

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。

④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備

上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

- ⑤ 監査役への報告者の保護
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対し、監査役に報告したことを理由に不利益な取扱いを行わない。

キ 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の監査費用または債務の負担
監査役の職務の執行について生じる費用または債務は当社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社関係者は、事業報告に記載のとおり、独占禁止法違反により東京地方検察庁から起訴されるなどしております。当社は従前より法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、このような事態に至りましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、従前からの取り組みに加え、以下の取り組みを新たに実施しております。

① 企業倫理推進体制

当期において、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を3回開催し、企業倫理に関する重要事項の審議を行いました。また、企業倫理委員会の透明性を高めるため、委員に社外取締役・社外弁護士を加えるなど企業倫理推進体制の見直しを行いました。

② 法令遵守体制

独占禁止法遵守などの法令遵守体制の整備、運用につきましては、主な役職者から独占禁止法等遵守誓約書の再徴収を行うとともに、独占禁止法に関するマニュアルの刷新と教育の実施、eラーニングによる教育効果の測定等を実施しました。また、コンプライアンス実施状況の監査及び社内教育を専門的に行う部署として「コンプライアンス室」を平成28年4月1日付で設置しました。

③ 内部通報制度

内部通報制度の窓口を企業倫理委員会事務局のほか新たに社外弁護士事務所内に設置し、内部通報を受け付け、調査及び必要な是正措置を行いました。

イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書の保存・管理、情報セキュリティに関する各種規程を整備・運用し、安全な管理体制を構築するとともに、その運用状況を定期的に監査しました。

ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定

重要な意思決定事項については、取締役会会則及び経営会議内規に定める付議基準に基づき取締役会及び経営会議に付議し、リスク審査を厳密に行ったうえで意思決定を行っています。当期は取締役会を12回、経営会議を12回開催しました。

② 危機管理対策規程等

危機管理対策規程に基づき、危機の未然防止に努めるとともに、迅速かつ適切に危機情報の伝達及び危機対応を行うことができるよう、危機管理体制を整備・運用しています。また、震災時の事業継続計画（BCP）を策定しており、当期は緊急連絡体制等の見直しを適宜行いました。

③ 財務報告に係る内部統制

監査・内部統制室は、財務報告に係る内部統制の有効性に関して独立的な評価を行い社長に報告しました。また、社長は「内部統制報告書」において財務報告に係る内部統制が有効である旨を確認し、監査法人による内部統制監査の結果と合わせて取締役会に報告しました。

エ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務執行に専念する執行役員を設け、効率的な業務執行を実現しています。また、取締役兼任執行役員及び指名された執行役員による経営会議を開催し、詳細かつ迅速な意思決定を行っております。当期は経営会議を12回実施しました。

オ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の指導、管理

経営企画部がグループ会社の指導、管理を行い、監査・内部統制室が内部統制監査を実施しました。また、グループ会社に関する重要な事項については当社取締役会又は経営会議において審議・決定しました。

② グループ会社への役員派遣

当社はグループ各社に当社役職員を1名以上役員として派遣しております。派遣された役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実等を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する体制としています。

カ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役への報告体制等

取締役、執行役員及び使用人等は、法令等に違反するおそれがある事実等を発見したとき、または経営上の重要な事実の報告を監査役から求められたときは、監査役に対して報告する体制をとっており、また、監査・内部統制室は内部監査の結果を監査役に報告しております。

② 監査役監査の実効性確保のための体制

監査役は取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、代表取締役との定期的な会合を開催し、代表取締役の経営方針を確認したほか、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見交換を行いました。

キ 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用または債務は当社が負担しております。

個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券 時価のあるもの

移動平均法による原価法
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金
材料貯蔵品

個別法による原価法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

- ② 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。
- ③ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
過去勤務費用は、各事業年度の発生時に一括費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。
- ⑤ 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。
- ⑥ 独占禁止法関連損失引当金 独占禁止法に基づく課徴金等の支払に備えるため、その支払見込額を計上している。
- (4) 収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当期末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

(1) 前期まで特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産受贈益」は、金額的重要性が増したため、当期より区分掲記した。なお、前期の「固定資産受贈益」は0百万円である。

(2) 前期まで特別利益の「その他」に含めて表示していた「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当期より区分掲記した。なお、前期の「補助金収入」は0百万円である。

3 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 22,798百万円 |
| (2) 受取手形割引高 | 428百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 11,688百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 1百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 292百万円 |
| (4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。 | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,219百万円

4 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	74,994百万円
(2) 関係会社との取引高	
① 売上高	20,668百万円
② 仕入高	1,683百万円
③ 営業取引以外の取引高	20百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	147百万円
(4) 研究開発費の総額	243百万円
(5) 減損損失	

当社は工事部門については支店毎に、製品部門については事業所単位毎にグルーピングを行い、遊休資産については、個別物件毎に回収可能性の判断を行っている。

遊休資産については事業の用に供していない下記土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15百万円)として特別損失に計上した。

なお、当資産の回収可能価額は、実勢価格に基づく正味売却価額により算定している。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
遊 休 資 産	島 根 県	土 地	15百万円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び数

普 通 株 式	1,828,974株
---------	------------

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	358百万円
退職給付引当金	1,476百万円
貸倒引当金	40百万円
その他の	893百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	2,768百万円
評価性引当額	△328百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	2,440百万円
<hr/>	
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△34百万円
その他有価証券評価差額金	△71百万円
その他の	△0百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△107百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	2,333百万円

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合		関係内容	
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係
親会社	㈱大林組	東京都 港区	57,752	建設、土木工事の請負並びにこれらに関連する事業、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関連する事業	41.70	—	—	建設工事の受注、製品の販売、建物等の賃借並びに建築工事の発注
		取引の内容		取引金額 (百万円) (注1)	科目		期末残高 (百万円) (注1)	
		建設工事の受注		21,149	電子記録債権	5,117		
				完成工事未収入金	6,488			
				未成工事受入金	232			
				受取手形割引高	428			

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、電子記録債権、完成工事未収入金、受取手形割引高の期末残高には消費税等が含まれている。

2. 建設工事の受注、製品の販売及び建築工事の発注については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件となっている。

(2) 兄弟会社等

種類	会社名	議決権等の 被所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	㈱オーシー・ファイ ナンス	—	資金の運 用・借入	資金の預け 入れ	8,100	預け金	2,000

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めていない。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的取引条件で行っている。

8 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 884円55銭

(2) 1株当たり当期純利益 154円84銭

9 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△8,875百万円
② 年金資産	4,329百万円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△4,546百万円
④ 未認識数理計算上の差異	△274百万円
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	△4,820百万円
⑥ 前払年金費用	－百万円
⑦ 退職給付引当金 (⑤－⑥)	△4,820百万円

(2) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	480百万円
② 利息費用	56百万円
③ 期待運用収益	△108百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△121百万円
⑤ 退職給付費用 (①+②+③+④)	306百万円

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	0.6%
③ 長期期待運用収益率	2.5%
④ 過去勤務費用の額の処理年数	1年
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。)

10 その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は118百万円減少し、法人税等調整額が122百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は83百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

連結注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

東洋テックス㈱、㈱カネナカ

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

持分法適用関連会社の名称

TMSライナー㈱、日本スナップロック㈱、ミノル工業㈱

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. た な 卸 資 産

未 成 工 事 支 出 金 個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっている。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く。）については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

ニ. 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

ホ. 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に基づく課徴金等の支払に備えるため、その支払見込額を計上している。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債
の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

ロ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる連結計算書類に与える影響はない。

3 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産受贈益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。なお、前連結会計年度の「固定資産受贈益」は0百万円である。
- (2) 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示していた「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。なお、前連結会計年度の「補助金収入」は0百万円である。

4 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,251百万円
(2) 受取手形割引高 428百万円
受取手形裏書譲渡高 18百万円
(3) 当社においては「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。
再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,219百万円

5 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは工事部門については支店毎に、製品部門については事業所単位毎にグルーピングを行い、遊休資産については、個別物件毎に回収可能性の判断を行っている。

遊休資産については事業の用に供していない下記土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15百万円)として特別損失に計上した。

なお、当資産の回収可能価額は、実勢価格に基づく正味売却価額により算定している。

用	途	場	所	種	類	減	損	損	失
遊	休	資	産	島	根	県	土	地	15百万円

6 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

46,818,807株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	719百万円	16円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成28年6月24日開催の第85期定時株主総会において次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	899百万円	20円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金については主に短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針である。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動または金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権については、顧客等の信用リスクがあるが、当該リスクに関しては、受注時の審査を厳格に行うとともに、必要がある場合は適切な債権保全策を実施する体制としている。

預け金は、親会社の子会社である(株)オーシー・ファイナンスに対するものである。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクがあるが、主に顧客等、関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

短期借入金には主に運転資金及び設備資金の調達を目的としている。

営業債務や借入金等については、流動性リスクがあるが、当社グループでは、各社が年度及び四半期の資金計画、月次の資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 資産			
① 現金及び預金	15,780	15,780	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	40,374	40,374	—
③ 電子記録債権	7,412	7,412	—
④ 預け金	2,000	2,000	—
⑤ 投資有価証券 その他有価証券	488	488	—
資 産 計	66,056	66,056	—
(2) 負債			
① 支払手形・工事未払金等	26,193	26,193	—
② 電子記録債務	6,801	6,801	—
③ 短期借入金	2,000	2,000	—
④ 未払法人税等	2,600	2,600	—
負 債 計	37,595	37,595	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 資産

- ① 現金及び預金、② 受取手形・完成工事未収入金等、③ 電子記録債権
④ 預け金

これらすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

- ⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 負債

- ① 支払手形・工事未払金等、② 電子記録債務、③ 短期借入金、
- ④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるまたは払出しを行うため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額（関連会社株式295百万円、その他有価証券145百万円））は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 投資有価証券」には含めていない。

8 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	906円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	159円02銭

9 その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は111百万円減少し、法人税等調整額が122百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、退職給付に係る調整累計額が6百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は83百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。